備考）１　「設計条件タイプ」は、「ＬＥＤ道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（平成27年３月　国土交通省）による。

２　「標準皮相電力」は、ＬＥＤ道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

３　電球色ＬＥＤを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表２　トンネル照明器具（基本照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員６～７ｍ （歩道有りの断面含む）	x （１／２低減）	設計速度40（km／ｈ）２車線 0.75（cd／㎡）千鳥	40ＶＡ
	z （１／２低減）	設計速度50（km／ｈ）２車線 0.95（cd／㎡）千鳥	50ＶＡ
	bb （１／２低減）	設計速度60（km／ｈ）２車線 1.15（cd／㎡）千鳥	65ＶＡ
	x	設計速度40（km／ｈ）２車線 1.5（cd／㎡）千鳥	65ＶＡ
	y	設計速度40（km／ｈ）２車線 1.5（cd／㎡）向合せ	40ＶＡ
	z	設計速度50（km／ｈ）２車線 1.9（cd／㎡）千鳥	75ＶＡ
	aa	設計速度50（km／ｈ）２車線 1.9（cd／㎡）向合せ	50ＶＡ
	bb	設計速度60（km／ｈ）２車線 2.3（cd／㎡）千鳥	95ＶＡ
	cc	設計速度60（km／ｈ）２車線 2.3（cd／㎡）向合せ	65ＶＡ
高速自動車国道等	dd	設計速度70（km／ｈ）２車線 3.2（cd／㎡）千鳥	95ＶＡ
	ee	設計速度70（km／ｈ）２車線 3.2（cd／㎡）向合せ	65ＶＡ
	ff	設計速度80（km／ｈ）２車線 4.5（cd／㎡）千鳥	125ＶＡ
	gg	設計速度80（km／ｈ）２車線 4.5（cd／㎡）向合せ	95ＶＡ

備考）１　「設計条件タイプ」は、「ＬＥＤ道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）」（平成27年３月　国土交通省）による。

２　「標準皮相電力」は、ＬＥＤ道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表３　トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力

種　　別	標準皮相電力
ＮＨ70Ｗ相当	50ＶＡ
ＮＨ110Ｗ相当	75ＶＡ
ＮＨ150Ｗ相当	105ＶＡ
ＮＨ180Ｗ相当	160ＶＡ
ＮＨ220Ｗ相当	205ＶＡ
ＮＨ270Ｗ相当	250ＶＡ
ＮＨ360Ｗ相当	290ＶＡ

備考）　「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のＬＥＤトンネル照明器具をさす。

中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で70％以上使用されていること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

備考）１　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

２　「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、ＪＩＳ　Ａ　9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	セラミックタイル	【判断の基準】 ①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20％以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌の汚染に係る環境基準（平成３年８月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 【配慮事項】 ○土壌汚染対策法（平成14年５月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を２㎜以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。 別表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	